

社会教育法等の一部を改正する法律の成立と 日本の司書養成教育

大 谷 康 晴

〔キーワード〕 司書，司書課程，社会教育法等の一部を改正する法律，
大学における図書館に関する科目の改正試案，
これからの図書館の在り方検討協力者会議，文部科学省

1. はじめに

2008年5月27日衆議院本会議¹⁾，2008年6月4日参議院本会議²⁾において社会教育法等の一部を改正する法律案がそれぞれ可決され社会教育法，図書館法，博物館法の3法が改正された。法案名では，“等”の中に紛れてしまっているが，図書館法についても実質的な審議の中でかなりの時間を割かれていた。2008年5月23日の文部科学委員会では参考人を招致して審議が行われているが，「社会教育法等を改正する法律案」という法案名であるのにも関わらず，参考人意見を最初に述べているのは，図書館の専門家である慶應義塾大学の糸賀雅児氏であることが象徴的な例であろう³⁾。

この法律が成立したことにより日本における図書館職員の養成教育は大きな変革を迎えることとなった。本論文では，改正された図書館法と現在検討中の新カリキュラムの「試案」を見ていくことでこれまでの司書養成教育の問題点と今後の教育のあり方について考察を行いたい。なお，本文中のいくつかの動向に筆者は当事者として関与しているが，本論文の表現および意見はあくまで筆者個人のものであることをあらかじめ記しておく。

2. 養成教育をめぐる現状

2.1. 司書課程の実質的な位置づけとその問題点

具体的なあり方や活動の重点の置き方は異なるものの，図書館は設置機関あ

るいはその構成員への奉仕を目的として存在すること、それ自体は変わらない。しかし、設置機関そのものの性格により、図書館や図書館職員に求められるものが大きく異なるため、設置機関の種類に応じて分類するのが一般的となっている。すなわち、国家により設置される国立図書館（わが国では国立国会図書館）、地方公共団体によって設置される公立図書館（外国では異なるケースもあるが、わが国では一般公衆への奉仕目的の図書館はほぼ公立であるため、公共図書館とも呼ばれる）、小中高等学校によって設置される学校図書館、大学によって設置される大学図書館、企業・専門機関によって設置される専門図書館と大別される。

これらの図書館の中で、現在、わが国において図書館に関わる職員の養成に関して規定があるのは、図書館法と学校図書館法である。しかし、学校図書館法で規定している司書教諭は、学校図書館法第5条第1項で“学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない”として、さらに同条第2項にて、“司書教諭の講習を修了した者でなければならない”としているものの、現実の教諭としての多忙な実務の中で、図書館の実務も担うことは不可能に近い。学校図書館専任の司書教諭として配置されない限り、現実的には、学校図書館の日常的な業務処理は他の職員（一般にこのような職員を学校司書と呼ぶが、正式な呼称ではなく、学校設置母体によって呼称は異なる）に任せ、司書教諭がそれを統括するという構図で運営していくしかない。

また、司書教諭講習では、教員免許を前提として、それに加えて一定単位（10単位・150時間）を修得することとなっている。現在司書の養成教育が20単位・360時間であっても技能の修得という観点で問題視されている中で、10単位・150時間はいかにも少なく、図書館での技能の修得を重視した課程として必要十分であるとはいいがたい。つまり、司書教諭資格は教員免許を前提とした資格であり、教員という要素に重心が置かれたものとならざるをえない。これらの事情から図書館そのものを切り盛りする職員養成課程としては微妙なものとならざるをえない。

したがって、現実的な問題として法律的に整備されている養成教育は、図書

館法上の司書（図書館法第4条で“図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する”と規定）ということになる。図書館法は第2条で公立図書館と私立図書館とを対象としているが、図書館法上の私立図書館とは、日本赤十字社または民法第34条に規定する法人（公益法人のことである）を対象としたものである。つまり、私立図書館という言葉ではあるものの企業の資料室のような私的利潤の追求を目的とする私的セクターが設置する図書館、あるいはそれ自体が利潤を追求することが期待される図書館とは性格が異なるものを対象としている。

また、職員配置について公立図書館については図書館法第13条で記述があるのに対して、私立図書館にそのような規定は存在しない。つまり、実質的に図書館法で規定されている司書の養成課程は公立図書館（いわゆる公共図書館）を対象としたものと受け止められている⁴⁾。

しかし、既に見てきたように、地方公共団体が設置する図書館以外にもさまざまな機関が図書館を設置している。さらに、公立図書館以外の図書館で実務に携わるための職員の養成制度は法的なレベルでは存在しない。このため、法的なレベルで整備された養成制度を持たない公立図書館以外では、図書館職員としてのスキルの有無を確認するために司書資格の有無を尋ねることが行われている。このような事情のため、公立図書館以外の図書館から司書課程に対して期待される場面が見受けられるという状況が発生する。

この点は、辻たちによる調査⁵⁾で司書課程担当教員の実務経験歴を見ると、さらに考えさせられる。司書資格担当科目教員（専任・非常勤両者を含む）835名を対象にして、397名を回収した調査結果では、1年以上の実務経験について尋ねると、公共図書館（公立図書館）86名（回収総数の21.7%。以下同様）、大学図書館152名（38.3%）、学校図書館17名（4.3%）、専門図書館31名（7.8%）、国立国会図書館10名（2.5%）、データベース制作機関14名（3.5%）、代行検索機関4名（1.0%）、実務経験なし103名（25.9%）となっている。つまり、公立図書館以外での図書館での実務経験がある教員が全体の半数を占めていることになる。教員としての実務経験者の強みは実務体験に基

づいたエピソードを紹介することで、学生に生きた図書館の存在を認識させることにあるが、そこで紹介される図書館は、かなりの確率で養成課程として対象とされている公立図書館ではないことになる。

以上の点を総合すると、本来は公立図書館の専門的職員の養成課程である司書課程であるが、それ以外の広く図書館全般の職員養成という性格を併せ持っていることになる。他の種類の図書館には実務を担当する専門的職員の養成課程がないという実情ではやむをえないことであるが、図書館法の法的位置づけを考えると問題がある。

図書館法は憲法－教育基本法－社会教育法－図書館法という法的な枠組み、特に社会教育という枠組みの中にある。このため、法的な観点、あるいは行政上の観点からは、資格の性格・養成制度といった要素は、社会教育主事、学芸員といった他の社会教育に関する資格との関係が無視できない。これに対して、司書課程を担当する教員に立ってみると、そのような枠組みとは無関係にむしろ他の種類との図書館との関係を重視することになる。このような立場の違いによる方向性の違いは、無視できない問題となっている。

2.2. 日本と海外の養成教育

日本における養成教育の特徴は、教育課程が法律上定められていることである。これに対して、海外では必ずしも法律によって定められているものではなく、専門団体の認定作業によって教育課程が定められることも多い。たとえば、アメリカおよびカナダではアメリカ図書館協会（ALA）の認定を受けた大学院（修士課程）で専門職としての図書館職員養成が行われている。

近年、アジアにおいては、図書館職員の養成は変化を見せている。三輪のまとめ⁶⁾によると、韓国・台湾・シンガポール・中国・タイの5カ国において教育のレベルは学位論文を要求しない専門職大学院教育で、同時に図書館を中心とした伝統的なものから情報・知識管理スキルを備えた情報専門職といったより広範な領域を対象としたものに移行している。また、ターゲットとする就職市場は、新たに図書館の外に求める傾向がある。

このような養成教育の国際的な動向は現在の日本の状況とは大きくかけ離れたものであり、わが国の養成教育も変革が迫られているといえる。特に海外の動向をストレートに反映させるならば、大学院相当のカリキュラムの創設、図書館にとどまらない文書管理・情報通信管理も視野に入れた関連諸領域への広がりといった要素が必要ということになる。

3. 図書館法改正とこれからの図書館のあり方検討協力者会議

3.1. 養成教育と図書館法改正

2006年12月に安倍晋三内閣のもとで教育基本法が全部改正された。その評価はさておいても、「教育の憲法」といわれる同法が改正された以上、その関連法も改正する必要性が生じた。2007年にはまず学校教育関連で改正が行われ、そして社会教育関連法の改正作業が進められることになった。

2007年6月に中央教育審議会生涯学習分科会（以下、生涯学習分科会とする）に、法改正に伴って関連法規に規定される新制度について検討を行う制度問題小委員会（以下、小委員会とする。）が設置された。この小委員会では、生涯学習振興法、社会教育法、図書館法、博物館法が一括して検討された。その結果として従来の司書養成の法的構成を変え、大学における図書館に関する科目を設定し、その科目による養成教育を前提とするという方向性が打ち出された⁷⁾。

従来の図書館法のもとでは、主たる養成手段として司書講習（図書館法第5条第1項第1号）と大学における図書館に関する科目の履修（図書館法第5条第1項第2号）との二つが規定されていた。この規定がきちんと機能されていれば、上記のような方向性が改めて打ち出される必要性はない。

しかし、大学における科目の内容が制定されて明示されたことは一度もなく、いわゆる司書課程は、各大学で開講されている科目が司書講習に相当することを示す形で開講されていた。つまり、仮に大学において学修するといえども、その内容は現職者を対象とした講習科目によって司書は養成されてきたのである。

この点については、宮部による以下のような批判がある⁸⁾。

(前略).....図書館法施行当事(原文ママ)の司書不足を解決するために暫定的な手段として処置され、現職者が短期間に司書資格を取得できるようにとの目的で設定された省令科目に多少手を加えたところで、それは小手先の改善でしかありえない。本来の大学における司書養成のための科目群を明示することがない限り、抜本的な解決は望めない。.....(中略).....司書課程は量的には日本における図書館情報学教育の最も大きな部分を担っているにも拘わらず、こうした根本的かつ極めて重大な問題を抱えているのである。

現在の司書講習は、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校若しくは法附則第十項の規定により大学に含まれる学校を卒業した者(図書館法施行規則第2条第1項)ならば履修できる。しかしながら、大学を卒業している現職者が資格を取得できるようにするという基本の性格は変わっていない。その司書講習に相当している科目であるかどうかを認定するという現行制度のもとでは、大学における司書課程の教育基盤はあくまで現職者講習にあるといわざるをえない。

しかし、社会に出て図書館という職場に配属されてとにかく最低限の業務に関する知識・技能を修得することを目的とする者への学習と、(いかに生涯学習の時代とはいえ、大部分が高等学校を卒業後、そのまま進学している現状において)高等教育に相応しい専門領域の知識をこれから学ぼうとする、あるいは学んでいる学生への学習とは、発達段階からいっても当然異なるはずである。その差異を直視しないで現職者向けの講習を基に教育課程として整えようという発想そのものに無理がある。この点において筆者は宮部の指摘に賛成しなければならない。

こうした根本的な問題点に対して、生涯学習分科会は、“司書の有資格者の約7割が大学で単位を取得しており、司書講習の受講者は3割に満たないとい

う現状”を指摘している。そしてその現状を認めた上で、“大学における司書養成の在り方について検討が必要であるとの指摘もあり，司書の多くが大学で資格を取得していることに鑑みれば，むしろ法令上明記することを否定する理由はないものと考え”，“司書及び司書補（以下「司書等」）の資格に関する規定（図書館法第5条第1項第2号）を改正”する方向性を打ち出したのである。

この方向性は図書館法の改正に反映され，今回の社会教育法等の一部を改正する法律の成立によって2010年4月1日に施行されることになった新しい図書館法第5条は次の通りである。図書館法が成立してから60年たち，ようやく大学での教育に基づいて司書を養成するというあり方になったのである。

(現行法)

(司書及び司書補の資格)

第五条 左の各号の一に該当する者は，司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの
- 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの
- 三 三年以上司書補（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

(2010年4月1日施行)

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は，司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

今回の社会教育法等の一部を改正する法律の施行は基本的には2008年6月11日である。しかし、この第5条の改正に関しては、現時点では存在しない大学における図書館に関する科目の内容を決定し、文部科学省令として制定しなければならない。このため、2010年4月1日施行として、それまでの間に科目内容の決定、文部科学省令の制定、さらに各大学による届出とその受理といった作業を進めることになっている。

3.2. これからの図書館の在り方検討協力者会議

前節で触れたように、新図書館法第5条が施行されるまでにはさまざまな作業が行われなければならないが、特に重要なのが大学における図書館に関する科目の内容の決定であるといえよう。文部科学省では、これからの図書館の在り方検討協力者会議（以下、検討協力者会議）にてこの科目内容を検討させることになっている⁹⁾。

検討協力者会議は文部科学省生涯学習政策局長のもとに置かれる“今日の図書館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における図書館の在り方について調査・検討を行う”会議であり、以下の事柄を調査研究することになっている¹⁰⁾。

1) 図書館の現状と課題等について

- 2) 21 世紀の図書館に求められる機能について
 - ア) 高度化・多様化する地域住民の要求への対応
 - イ) 社会の変化に伴う新たな要請への対応
 - ウ) 社会教育施設として備えるべき機能
- 3) 社会の変化に対応した図書館の在り方について
- 4) 図書館に必要とされる司書の在り方について
- 5) その他

現時点（2008 年 10 月）では、大学における図書館に関する科目の内容はまだ決定されておらず、検討協力者会議のこれまでの検討をまとめた「試案」（司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について；（これからの図書館の在り方検討協力者会議のこれまでの意見の概要・試案））が公開されている¹¹⁾。今後の検討を必要としている段階において個別の科目内容を詳細に検討しても仕方がないが、この試案には教育内容の基本的方針に関わることでありながらこれまでの図書館職員養成教育では明確にされてこなかった点に踏み込んでいる点も多いので、それを紹介していきたい。

まず試案で注目されるのは、司書という職業に関する一定の見方を打ち出している点である。試案では、冒頭の「これからの司書に求められる資質・能力」の中で、“専門的職員の養成は、大学における教育だけでは不十分であるため、図書館に就職した後の研修や自己研鑽の在り方についても、別途検討する必要がある”としている。

従来から「司書形成」が一連の学習過程の中で長期的に達成されるという主張¹²⁾は存在していた。日本図書館協会においても、司書資格は“図書館員として成長していくために必要な最低の資格なのであり、最初のステップというべきもの”¹³⁾としている。しかし、現実には、この種の前提条件は無視され、司書の処遇に関する議論の中ではとすると「すべての司書は専門職である」といった単純な主張が行われてきた。

「すべての司書は専門職である」という主張は、養成教育にとっては大きな制約となりうるものであった。“すべての司書”というからには資格を取得した直後の司書であっても、専門職に相応しい完成された即戦力としての品質が求められるからである。これに現場の要求として即戦力を求めるという傾向があることと相まって、完成された司書養成を求めるプレッシャーがあったことは否めない。

しかし、専門職はそもそも長期にわたる高度の教育・研鑽を必要とするはずである。大学という限られた期間での教育を持って専門職として完成させるという発想自体が司書の専門性を認知してもらう上で、かえってマイナスに作用していたように思われる。また、現在の大学教育の状況を考えるとその点については、さらに厳しいものになる。この点について筆者は、以下のコメントを述べている¹⁴⁾。

司書課程が現職者をそもそもの対象としているのに対して、大学における図書館に関する科目は、現役の学生を対象としています。結果として高校卒業時点での学力を前提として考えるべきであると考えています。従来は、そもそもの司書講習の対象が大学の既卒者であったこと、大学生が一定の知識を備えていることを前提とすることがエリート養成機関という性格が強かったかつての大学では可能であったということで、あまりこの点について真剣に考えてこなかったと思います。私は、この点についてはいわばフィクションによって支えられていたのではないかと思います。

高校卒業時点での学力という時点で色々と頭が痛い部分がありますが、昨今の世界史未履修で露呈された、受験に関連する科目しか修めさせようとしないう学校教育の状態を考えると領域によっては中学卒業程度の学力で学生は司書課程を学び始めるという可能性すらあります。こういった知的基盤で、司書課程さえ修めれば専門職というのは厳しいと思います。しかも、大学の専門課程ではなく、オプションにすぎない状況を考えると大学で完成した教育を行うことは無理であるようにも思えます。

試案は、2006年9月から2008年3月における検討協力者会議が養成と研修を一体のものとして検討してきたことをうけて、“大学における教育だけでは不十分”とはっきり明記して、司書は自らのキャリアを研鑽する中で真の意味で司書になるということを明確に打ち出した。さらに、「試案」の「3.図書館に関する科目内容の基本的な考え方 (1) 科目の位置付けについて」では“図書館に関する科目は、図書館で勤務し専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するものであり、専門的な知識・技術を身に付けるための入口として位置付けることが適切である”として、司書課程をもって完成された司書を養成するという路線から決別している。このような位置づけは、ある意味で当然であるが、一方で司書に関わる議論の中で明確にできなかった点でもあった。

なお、筆者は近年、公の場で司書課程修了時点をどのように考えるかを図書館情報学教育関係者に尋ねてきたが、司書課程の修了をもって専門職とするという意見は一つもなかった。むしろ“専門的な知識・技術を身に付けるための入口”に立てたという程度であるという認識の方が優勢であった¹⁵⁾。

次に「試案」が明記している重要なポイントは、理論と実技の関係である。従来司書講習においては、現職者に資格を与えるという目的があった。このため、実技の優先度は極めて高いものとなっても当然であると思われる。実際1950年図書館法制定時の司書講習の科目の内訳・名称を見ると、理論よりは実技に振れているものとなっている。

その後も養成教育のあり方については、実技を重視するか、理論を重視するかの大きな立場の違いが存在してきた。図書館実務の専門的職員の養成課程であるため、実技をどのように考えていくべきかについて意見の違いが出てくるのはやむをえない部分がある。教育実習という重要かつ非常にハードルが高い実践が用意されている教職課程に比べ、図書館実習の義務化が図書館数の存在からいって無理な司書課程にとっては、教育課程での実技内容を備えることは無視できないことであった。それゆえ、明確な姿勢を打ち出せていなかったように思われる。

	1950年(S25)制定当初	1968年(S43)改正	1996年(S8)改正
甲群 (必修)			生涯学習概論 1
	図書館通論 1	図書館通論 2	図書館概論 2
	図書館実務 1		図書館経営論 1
	図書選択法 1	図書館資料論 2	図書館資料論 2
			専門資料論 1
	図書目録法 2	資料目録法 2	資料組織概説 2
	図書分類法 1	資料分類法 2	
		資料目録法演習 1	資料組織演習 2
		資料分類法演習 1	
	レファレンスワーク 1	参考業務 2	情報サービス概説 2
		参考業務演習 1	レファレンスサービス演習 1
			情報検索演習 1
	図書運用法 1	図書館活動 2	図書館サービス論 2
	図書館対外活動 1		
	児童に対する図書館奉仕 1		児童サービス論 1
	視聴覚資料 1		
	小計 11	15	18
乙群 (選択)	学校教育と公共図書館 1	青少年の読書と資料 1	
	成人教育と図書館 1	情報管理 1	
	特殊資料 1	資料整理法特論 1	資料特論 1
	図書館施設 1	図書館の施設と設備 1	
	図書館史 1	図書及び図書館史 1	図書及び図書館史 1
丙群 (選択)	社会教育 1	社会教育 1	
	社会学 1	社会調査 1	
	ジャーナリズム 1	マス・コミュニケーション 1	コミュニケーション論 1
	図書解題及び図書評論 1	人文・社会科学の書誌解題 1	
		自然科学・技術の書誌解題 1	
		視聴覚教育 1	情報機器論 1
	図書及び印刷史 1		図書館特論 1
	小計 10	11	5
計	21	26	23

文部科学省．図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書より
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/07090599/002.pdf

第1図 司書講習科目の変遷

「試案」は、この問題について、かなり踏み込んだ形で考え方を明記している。

専門的職員としての職務を遂行するための基礎を培うためには、体系的な基礎理論を確実に学ぶことが必要であり、理論を中心に、基礎的な知識の修得を重視することが必要である。さらに、修得した理論を演習において実践的に活用することにより、理論が現実に関結びつき、さらに深く理解

できるように工夫する必要がある。

従来の理論か実技（演習）かの議論について、理論優先を打ち出し、実技（演習）は、次の日から図書館実務を処理できるようになるために学ぶのではなく、理論の理解のためにあるという見解である。このような見解は当然のように思われるかもしれないが、そもそも図書館の現場経験者が多い司書課程の教育現場ではなかなか打ち出せないものであった。これは、実技重視の1950年の科目構成とは大きく異なっており、このような理論修得を明確に打ち出して教育のあり方を規定できること、それ自体が今回の大学における図書館に関する科目の制定の最大の意義であるように思われる。

三番目のポイントが高度な教育や研修等への接続を明言している点である。司書課程で完成された司書を養成するのではなく、入り口と位置づけ、理論重視を謳った以上、養成教育の中でより完成された司書の養成をどう考えるのか、どこで（実務を完璧にこなせるという程度の意味で）司書が完成するのか、という点について当然何らかの考えがなければならない。この点について「試案」は、以下のように述べている。

一部の大学や大学院では、図書館に関するより専門的な知識・技術を身につけるための科目を開講しており、専門的な知識・技術の向上の観点から、より多様な内容の科目が開講されることが期待される。また、社会人のための様々な教育機会や各種の研修の機会の拡大を通じて、その科目内容や教育内容が広く普及することが期待される。今後、これらの科目のあり方について、関係者の間で検討が行われることが望まれる。

同時に、検討協力者会議では、2008年6月に研修に関する報告書を発表しているが、その中で、研修の体系化について以下のように整理している¹⁶⁾。

1. 初任者を対象とする研修

2. 経験年数に応じた研修（キャリアアップ研修）
3. 管理職を対象とする研修
4. 図書館サービス向上のための研修
5. 特定分野の専門性を高めるための研修

また、上記の報告書では、「図書館職員のキャリアパスのための研修のモデル」も別紙として用意されている。

以上の点を整理すると、大学から図書館への道を進む人間にとっては、司書課程に続く教育課程として、図書館に関する大学の専門課程・大学院の教育課程、そして体系的な研修によって初任者から中堅、ベテラン、さらには管理職となっていくというキャリアの形成が提示されている。このようなキャリアによって司書の養成・研修を考えていく点について、これまでも個人的な見解¹⁷⁾があったにしても、公に打ち出されたことは初めてであり重要である。

そして四点目として、大学における学習との関連を明記した点である。この点も大学での学習があって、その上で司書課程を学ぶという枠組みからは当然なのであるが、司書講習が現職者への講習という性格であったため、表面に出てこなかった。しかし、大学における学習を前面に押し出すことによって、大学での学習との関連が明記されるようになったわけである。

具体的には、以下のように整理される。

1. 憲法や外国語、情報技術などの大学の教育課程における基礎的な知識
2. 図書館業務に関する知識の基礎となる、法学、社会学、経営学、心理学などの様々な分野の知識
3. 人文、社会、科学技術、医学・生物学、地域社会などの主題専門分野についての知識

1. は教職課程における日本国憲法（2単位）、体育（2単位）、外国語コミュニケーション（2単位）及び情報機器の操作（2単位）（教育職員免許法施行規則

第66条の6)と重複している。2.と3.については、大学あるいは図書館就職後に学習することを求めている。これらは公立図書館の専門的職員である司書に求められる能力が単なる司書課程にとどまるのではなく、大学におけるさまざまな領域と重なりがあることを明示しており、司書課程だけではなく、学生が大学の学習全般を進める上でも参考になるものであるといえよう。

4. おわりに

以上、今後の司書課程の改革の方向性として、「試案」の中身を中心に検討してきた。図書館関係者ではない人たちから見れば、ごくあたり前のことがなぜ特徴となっているのか理解に苦しむ人がいるかもしれない。しかし、日常的にはほとんど気にならない教育の根拠法令のあり方によってかくも重大な影響を受けてきたというのが筆者の理解である。現職者への資格付与講習から大学での養成教育へ方向を変えることによって、従来の司書養成の大きな問題点についてかなり一貫した考えで対処できるようになった。ようやく本当の意味で大学における司書の養成を行うことができるようになったともいえるのである。

もちろん、「試案」はあくまで「試案」であって、この方向で確定というわけではない。しかし、基本的な方向性について大枠では受け入れられるのではないかと筆者は予想している。

むしろ、深刻なのが、“2.養成教育をめぐる現状”で見てきた問題との整合性である。特に司書課程が公立図書館の専門的職員の養成課程であるのと同時に広く図書館全般の職員養成課程でもあるという二面性の問題と海外との制度的なギャップは深刻であるといえよう。今回の改定作業は、あくまで「公立図書館の専門的職員の養成課程」について手を入れたものにすぎず、図書館全般の職員養成教育の改善には結びついていない。筆者は、特に今回の法改正が社会教育法、図書館法、博物館法を一括りにしたものである以上、図書館全般の職員養成教育の改善を盛り込むには無理があると考えるが、現実には公立図書館以外の図書館、あるいは情報サービス機関に向けた養成教育が必要であるの

も事実である。法的な制度としては難しいが、実質として図書館、さらには情報サービス機関の職員養成をどう充実させていくかは依然として重要な問題である。

また、海外との制度的なギャップも同様に重要である。国際的な立場という観点からいって、日本の図書館職員養成教育も高度化の必要性があることはいうまでもない。今回の大学における図書館に関する科目の制定により、ようやく現職者への資格付与講習という要素を外すことができそうであるが、高度な教育については「試案」にあるように大学（専門課程）あるいは大学院の教育への接続を整備していく必要がある。

これらの問題について筆者は、法的な制度に頼るのではなく、私的制度が充実して事実上の公的制度として機能させていく形で新しい制度を考えていくべきなのではないかと思っている。可能であるならば、現在の縦割り行政の中でも得点を挙げていくべきであるが、それに限界があるのも事実である。民間による新しい制度を構築して、それが事実上の公的制度として確立していく方が、あくまで公的制度を重視して、縦割りの弊害を解消するよりも早いのではないかと考えている。

そして最後に、短大における司書養成の今後についてである。今回の大学における図書館に関する科目の制定によって短大における司書養成が終了させられることはない。しかし、単位数の増大が検討されているなど、短大における開講に制約が厳しいものとなっているのは事実である。一方で、司書課程が大学における図書館に関する科目として公的に大学の授業科目として認定されることになるわけであり、従来のオプション科目よりはより確固とした位置づけを獲得できるようになった。短大において司書課程が継続していくためには、このような位置づけを活用して、学内へ働きかけを深めていくことが必要なのではないかと思われる。

注・引用 (URL 確認は2008年10月15日)

- 1) http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=9827&SAVED_RID=2&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=9&

DOC_ID=9158&DPAGE=1&DTOTAL=8&DPOS=3&SORT_DIR=1&
SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=10078

- 2) [http:// kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=9827&SAVED_RID=3&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=9&DOC_ID=9275&DPAGE=1&DTOTAL=3&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=13626](http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=9827&SAVED_RID=3&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=9&DOC_ID=9275&DPAGE=1&DTOTAL=3&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=13626)
- 3) [http:// kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=9827&SAVED_RID=5&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=9&DOC_ID=8979&DPAGE=1&DTOTAL=11&DPOS=8&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=5](http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=9827&SAVED_RID=5&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=9&DOC_ID=8979&DPAGE=1&DTOTAL=11&DPOS=8&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=5)

なお、この審議の模様は、衆議院TV (<http://www.shugiintv.go.jp/index.cfm>) で動画として視聴することが可能であり、該当箇所は http://www.shugiintv.go.jp/jp/video_lib3.cfm?deli_id=39162 からのリンクで確認ができる。

- 4) もっとも、図書館法第2条の規定は一般社団法人・財団法人法が施行された後には一般社団法人・一般財団法人を対象としたものに変わるため、従来より公益性が低い（公益社団法人・公益財団法人と認められない）法人が設置する図書館も私立図書館に該当するようになる。このため、今後もこのような通念が通用するとは限らないが、本論文で対象としたような養成教育の議論に影響は与えていないと思われる。
- 5) 辻慶太ほか、司書資格科目担当教員に対する意識調査。日本図書館情報学会、三田図書館・情報学会合同研究大会発表要綱 2005。pp. 21-24 (2005)。
http://www.soc.nii.ac.jp/jslis/liper/report06/ed_2005_tsuji.pdf
- 6) 三輪真紀子。6. アジア諸国における図書館情報学教育。三輪真紀子ほか。図書館情報学教育の再構築；LIPERから。日本図書館情報学会研究委員会編。図書館情報専門職のあり方とその養成。東京、勉誠出版、2006。pp. 35-39。
- 7) 中央教育審議会生涯学習分科会。生涯学習・社会教育関係制度の検討の方向性について（中央教育審議会生涯学習分科会第45回総会配布資料）。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/siryou/001/07120306/001.htm
- 8) 宮部頼子。司書課程における専門職養成の現状と課題。日本図書館情報学会研究委員会編。図書館情報専門職のあり方とその養成。東京、勉誠出版、2006。pp. 183-197 引用は、p. 184。
- 9) これからの図書館の在り方検討協力者会議。「これからの図書館の在り方検討協力者会議」について（これからの図書館の在り方検討協力者会議第1回配布資料）。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/shiryo/08080610/002.htm

- 10) 文部科学省生涯学習政策局長決定。「これからの図書館の在り方検討協力者会議」設置要綱。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/youkou/08080609.htm
- 11) これからの図書館の在り方検討協力者会議。司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について；(これからの図書館の在り方検討協力者会議のこれまでの意見の概要・試案)。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/shiryo/08080610/001.pdf
- 12) 塩見昇。司書形成における養成と研修。図書館界, 49(3), pp. 119-127 (1997)。
- 13) 日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会編。すべての公共図書館に司書の制度を。東京, 日本図書館協会, 1984. p. 12。
- 14) 大谷康晴。JLA 専門職認定作業の新展開。日本図書館協会図書館学教育部会報, no. 84, pp. 11-13 (2008)。
- 15) たとえば以下の資料を参照のこと。
パネルディスカッション (「これからの図書館」と養成・研修 (2007年12月8日開催))。日本図書館協会図書館学教育部会報, no. 83, pp. 12-14 (2008)。
パネルディスカッション (第93回全国図書館大会 (東京大会) 第6分科会 (2007年10月30日開催))。日本図書館協会図書館学教育部会報, no. 82, pp. 19-20 (2008)。
- 16) これからの図書館の在り方検討協力者会議。図書館職員の研修の充実方策について (報告)。2008。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/teigen/08073040.htm
- 17) たとえば, 以下の文章がある。
大谷康晴。公共図書館職員の専門性向上と日本図書館協会。日本図書館情報学会研究委員会編。日本図書館情報学会研究委員会編。図書館情報専門職のあり方とその養成。東京, 勉誠出版, 2006, pp. 111-128。